

第1回健都レールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリー
指定管理者候補者選定委員会 議事録

1 開催日時

平成31年(2019年)3月17日(日)

現地視察：午後1時から午後2時まで

会 議：午後2時30分から午後4時30分まで

2 開催場所

吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

3 出席委員 5名

渡邊 智山委員、山本 壱弥委員、林口 浩士委員、加我 宏之委員、大川 雅子委員

4 欠席委員 なし

5 市出席者 9名

<健康医療部(北大阪健康医療都市推進室)>

舟津 謙一健康医療審議監、平野 和男室長、清水 桐郎主幹、黒木 隆介主査

<土木部(公園みどり室)>

染川 敬市主幹、水谷 球士主任

<地域教育部(中央図書館)>

木戸 誠部長、宮東 里花館長、林野 優子参事

6 内容

- (1) 現地視察(健都レールサイド公園 他)
- (2) 健康医療審議監挨拶、地域教育部長挨拶
- (3) 委員紹介・職員紹介
- (4) 案 件
 - ア 委員長及び副委員長の選出
 - イ 諮問書の交付
 - ウ 指定管理者候補者の選定について
 - エ その他

7 議事の概要

別紙のとおり

(別紙)

第1回健都レールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリー
指定管理者候補者選定委員会 議事概要

ア 委員長及び副委員長の選出

委員長：渡邊委員

副委員長：加我委員

イ 諮問書の交付

(健康医療審議監より委員長に諮問書を交付)

ウ 指定管理者候補者の選定について

委員長： 次第2の指定管理者候補者の選定について事務局から説明をお願いします。

事務局： (資料説明)

委員長： 今回は、指定管理者を選定するために、こういった項目を出して募っていくのか、どのような評価をしていけばよいのかを大枠として考えていくということです。募集要項等についての質問、要望等を各委員の方からお受けしたいと思います。初めに資料1についていかがでしょうか。

委員： カフェスペースについても管理業者から提案をいただくということですよ。

事務局： カフェスペースの運営も指定管理者に行っていただきたいと考えておりますが、立地条件の関係から採算性等の課題もございますので、運営形態は、その活用も含めて、広く御提案していただければと考えております。

委員： 大手コーヒーショップのようなところが入ってくるわけではないということですよ。

事務局： そういったカフェ事業者が入ってくるような御提案もあると思います。一方で、立地性について課題があるとも考えています。

委員： 募集要項7、8ページの管理運営方針の5点につきましては正しいと思うのですが、3番の「ただ単に公園と図書館を維持管理する視点ではなく」というネガティ

ブな文章は無くてもよいのではと思います。同様に、4番の「魅力的なプログラムや講座等の提供だけでなく」についても、講座等の提供のために質の高い維持管理が大事だ、といった内容でもよいのではないかと思います。また、質の高い施設の維持管理の内容が、植栽管理や清掃美化といった点で、管理運営仕様書のライブラリー施設等の維持管理、公園施設等の維持管理に含まれるのはよいことだと思うのですが、評価のところに「公園の管理運営に関すること、ライブラリーの管理運営に関すること」という言葉が出てきており、評価の項目でも「維持管理」という言葉を使うのがよいのではないかと思います。募集要項と管理運営仕様書とで使われている言葉が対応しているのかも確認する必要があると思います。

事務局： 御指摘ありましたとおり、募集要項と評価項目とは基本的には対応しているべきだと思います。提案する団体にとっても、募集要項と評価項目を比較できるほうが、提案しやすく、適切な評価となりますので、確認させていただきます。

委員： 事業者がどのように対応したらよいということなので悩んだ点ですが、公園の管理運営は4月1日からですね。健都ライブラリーは11月オープンで、オープンの前から建物は使えるようになると思うのですが、指定管理者は4月から11月までの間、どこに事務所を設けることになりますか。

事務局： 7月から11月のオープンまでの間は、ライブラリーを事務所としてお使いいただけます。4月から7月までの間は、まだ適切な場所が決まっておりませんので、公園の使用許可等、一部の窓口対応を行う場所を確保することが課題です。

委員： 4月から公園で様々な自主事業が実施されることを期待している、といった点で少し無理がある気がします。健康促進事業や利用促進事業の実施についても、オープンする11月からと考えたほうが、この先の5年間を見据えたうえで考えると、初めの時期は焦らないほうが管理者に負担がかからないように思うのですが、いかがでしょうか。

事務局： 管理事務所についてですが、何らかの形で必要と考えています。許可申請の窓口ですので、電子申請や郵送だけの対応では、無理が生じる場合があります。例えば、庁舎の一部を限定的にお貸しさせていただくといった対応を取らせていただこうかと思っております。現在調整中のため、今回の資料には掲載させていただいておりません。4月から6月の間は、確かに指定管理者ができることは限定的で、質と回数をあまり大きく求めるには難しいかと思っております。この期間は、図書館業務、公園業務の準備期間ですので、試行錯誤するなかで、可能な範囲で事業者から提案をいただきたいと思っております。

委員： 管理運営に関する業務仕様書の中で、4月1日からという文章が多分に出てきます。4月から6月は準備や事務所の体制を整えていくこと、それから夏に関しては猛暑というなかで安全面を考え、公園でプログラムを行わないようになってきていることを考えると、初期の時期は特に焦らなくていいと思います。

もう一つは、ライブラリーの屋内施設は365日使うことができると思いますが、屋外施設は季節の状況に応じて使うことができる日とできない日が存在しますので、年間を通して見ると、同じようにプログラムを実施することができないと思います。皆さんが見てきたように、夏冬は公園利用者が少ない時期であって、その利用者の底上げは難しいものですので、プログラムの実施回数を適切に設定していただければと思います。

事務局： 去年の夏はとても暑く、木も育っていないため木陰などもなく、遊具なども使うと危険なほどの熱さになっていました。建物ができあがれば、ライブラリーと公園の一体的な企画もできると思うのですが、仰ったとおり、4月から11月については、ある程度、事業者メニューを考えていただきたいと思っております。

委員： ビッグイベントが2回で小さいイベントが240回というところが鍵のような気がするのですが。

事務局： 回数に関しましては、適切な回数を更に検討させていただきたいと思っております。240回というのは、いつ来てもライブラリーでは何かイベントをやっているように、指定管理者に求めております。加えて、日頃、こういった施設に来ない方が、足を寄せていただくきっかけになるように、大型イベントを年2回程度、行っていただければと考えております。

また、何をもちってビッグイベントとするかという点ですが、去年の秋に、オープンイベントとして、健都レールサイド公園で委託事業者に様々なイベントを実施していただきました。大きな集客が見込まれるイベントを、季節のよい春と秋の時期にやっていただくことで、普段あまり公園を利用されない方も、ちょっと寄ってみようかとなるのではないかと。例えばスマホアプリを使ったイベントや青空ヨガなどのプログラムを複合的に取り入れながら、人が来ていただけるイベントを、事業者さんの特色も生かしながらやっていただきたいと思っております。イベントの質と大きさをあまり縛りすぎると提案がしにくくなるかと思っておりますので、幅を持たせて記載しています。

委員： ビッグイベントは、より多くやっていただけたら、健都レールサイド公園の知名度も上がると思います。

事務局： そうしていただければよいのですが、大きなイベントとなるとそれなりの人員や準備期間、費用を要するため、要所、要所で行っていただければと思っております。

委員長： 最後は委員会で評価を決めてまいりますので、提案内容が評価に反映されるような適切な文言を事務局で検討いただければと思います。例えば、「安心・安全」といってもどの部分を見て適切な管理者であると評価すればよいか。各委員の御専門分野以外の項目であるほど客観的な示唆があると評価しやすいと思いますので、お願いしておきます。

委員： 先ほど現地を見て感じたことですが、仕様書の6ページ、公園施設等の維持管理業務の中の植栽維持管理業務はどう考えたらよいか。芝生の管理は市から業務委託をしていると聞いていますが、残るのは低木、中高木、雑草の管理です。雑草管理は委託業務に含まれていますか。

事務局： 雑草はごみと同様に扱い、美観を損なうものについては、委託業務の受託者に見守り業務の一環で整えていただいております。

委員： それは健康増進広場も含めて公園全域ですか。

事務局： そうです。

委員： 「利用者にとって居心地のよい空間」となると、まずは雑草管理、その次に芝生の管理、そして樹木の剪定が評価の対象になると思いますが、このうち雑草管理と芝生管理が市からの委託で担われるとなると、指定管理者が行うのは主に中高木や低木の管理ですよね。特に高木はまだ大きくなっていませんので、中木、低木の剪定や見た目を整える程度でしょうか。そうすると、指定管理者が行う造園業務は現時点では非常に少ないですね。

それから、岸部新町しろやま公園は緑の遊歩道と一緒に維持管理をされていますか。

事務局： 緑の遊歩道は別の部署が道路として管理しておりますので、公園とは別の事業者が維持管理をしています。

委員： 緑の遊歩道と一体的に維持管理をしたら効率的かと思うのですが。管理区分が課題であるならばそれは対処ができると思います。健都全体でのみどり空間という観点からは、そういう方法もあると思います。道路部局と公園部局の違いは、本来のみどり空間の観点から言えば、先々を考えると、そういう手法も検討できるのでは

ないかと。これは枠組みが大きく変わってしまう話ですので、仕様書の変更はしなくてもよいと思いますが、そういう方法もあると思います。

事務局： 我々としても全体の枠組みを検討するなかで、遊歩道も公園から見えていますので、公園のきれいさは遊歩道の影響を受けると理解はしていますが、道路を指定管理の範囲に含めるかという議論にはなっておりません。

委員： 指定管理に含めるということではなく、道路が市の委託で、現在、公園の芝生の管理や雑草管理も市の委託ということですので、樹木の管理も市の委託にされて、緑の遊歩道と一緒に管理するという方法もあったのではないかと。

事務局： できる限りの管理を指定管理者にお願いするほうが、イベントや植栽管理などを一体的に行うという点からもベターなのではないかと考えました。確かに遊歩道の維持管理も苦勞しています。多種多様な樹種があり、雑草も生えてきていますので、住民から苦情をいただくこともございます。指定管理者の目が行き届くようになりますので、今後、うまく連携できればと思います。

委員長： 今回の募集要項等には記載しないということによろしいですね。

委員： 図書館は最後にオープンするというので、ビジョンがまだ見えていない部分もありますが、地域館という形で運営するのであれば、健康に偏った選書になってもよいのではと思っています。

委員長： レファレンスに象徴されるように、図書館の専門性の高いところは、今回、指定管理の範囲外ということですが、市民と出会う窓口となる接遇も含めて図書館ですので、何か御要望とか、あるいは表現に関する御意見があればいただければと思いますが、いかがでしょうか。

事務局： 健都ライブラリーでの業務イメージや指定管理者との役割分担について、少し御説明させていただきます。現在、市内の図書館は、中央館と分室を含めて全部で9施設あり、このほかに自動車文庫が巡回を行っています。健都ライブラリーにつきましては、市内10番目の図書館となりまして、規模としては、千里図書館や江坂図書館、千里丘図書館と同様に地域館という位置付けとなります。場所は、さんくす図書館と千里丘図書館の間、ちょうど空白地域だった岸部地域になりますので、岸部図書館として捉えておられる地元の方もいらっしゃるかもしれません。

健康に特化した図書館ということで、募集要項5ページの図面を御覧いただければと思いますが、1階には健康・医療・スポーツコーナーとして、医療や健康、ス

ポーツの入門書といったような蔵書を集中的に配架することで特色を持たせています。2階は児童書、一般書など既存館と近い形態で運営していきたいと考えています。健都ライブラリーに限った単独の蔵書とするのではなく、全館で活用いただける図書を市の司書が選書していく形になります。

指定管理者に求めるものとしては、窓口リーダー、サブリーダーは司書の資格を持っていて、図書館の動きについて把握していただいた方にグループの総括をしていただきたいと思っています。接客のカウンターでは、確実にお客様に必要な資料を渡し、自動貸出返却機の使い方の助言をしていただくこと、あるいは、返却された図書の整理や修繕など、物品を適切に管理していただくことを業務イメージとして考えています。

委員長： これを踏まえて、募集要項及び管理運営仕様書等の内容につきまして、改めて何か御意見等がありましたらお願いします。

委員： 要望になってしまいますが、管理運営体制のところ、指定管理者の業者の下で働く側としては、直接、管理業務をしている現場の人間と市の人間の摩擦があるという話をよく聞くので、そういったことが無いよう、何か意見が通りやすい工夫をしていただければと思っています。

事務局： 市の図書館職員と指定管理者とで週1回の定期ミーティングを行っていただきます。合わせて、月1回、市の関係部署と指定管理者などによる意見交換・検討の場を設けていただきます。業務委託と異なり、指定管理者は運営の仕方も含め自ら考えて行っていただく部分も多くありますので、図書館直営の運営部分を担う市と、ライブラリー全体の施設管理を担う指定管理者とで対等に近い関係となる部分もあろうかと思えます。ですので、市と指定管理者とがよい形で意見交換できればと思っています。

委員長： 健康づくり事業リーダーについては保健師又は健康運動指導士の有資格者と記載されており、図書館業務では窓口業務リーダー及びサブリーダーは司書資格が必要とされておりますが、例えば、両方の資格を持っている方がおられる場合であれば1人でもよいのでしょうか。それとも分けたほうが都合がよいのでしょうか。

事務局： 両方の資格をお持ちの方に兼ねていただくことができないとまでは言いませんが、一方で、業務量的にはそれなりの人数が必要となると思っています。健康づくり事業リーダーは、週約40時間の勤務を想定しておりますが、図書館運営であればシフト勤務となり、朝の10時から夜の6時あるいは8時まで、年間約340日シフトを回していただかなければなりません。兼務したとしても、これくらい的人数は最低限

確保していただかないと回らないと思います。

委員： 管理運営仕様書 12 ページで、駐車場の管理をするということですが、これは市が駐車場の管理者に委託料を払うというものではないのですよね。

事務局： 市の駐車場を、指定管理者が市に許可を受けていただいて運営をしていただこうと考えております。公園の施設として駐車場を整備しますので、それを指定管理者が管理するに当たり、指定管理者がその使用料を市に納めます。駐車場の料金設定もして管理者に行っていただき、駐車場運営の収入については、指定管理者の収入とすることを考えております。市に納める使用料や料金体系については提案事項と考えております。

委員： 具体的な金額はまだ決まっていないのですよね。

事務局： 指定管理者が市に納める使用料については、都市公園条例にある使用料の規定がベースにあります。本日の資料では御用意できておりませんが、条例では、管理許可に係る使用料は1平方メートル当たり年額4,000円と規定されていますので、基本的にはこれ以上の金額で御提案いただければと考えております。

委員： 具体的な金額が出ていないので何とも言えませんが、図書館が開館して2年3年と経っていくと、段々と知名度も上がって利用も増えるのかなと思いますが、開館当初は、十分に認知されていない時期だと思いますし、車で来ない、近隣住民の方の利用が多いと思うので、使用料によって、指定管理者の持ち出しにならないのかという不安があります。イベントを行って認知度が上がっていけば、車で遠方から来られる方もおられて、駐車場の利用も増えるのかなと思いますが、その辺りの見込みも難しいですし、指定管理料もまだ定まっていない段階だと思いますので、具体的なところに踏み込んでよいのかなと思います。その都度、料金改定できるのであればよいのですが、何となく気になりました。

事務局： 料金体系について、例えばベースとなる基本料金や最大料金を示すことは想定されますが、ある程度は提案事項と考えております。指定管理期間の途中での料金改定ができるかについては検討させていただきますが、多くの来館があればそれだけ指定管理者の収入になりますので、指定管理者にはイベントを行うモチベーションの一つと考えていただければと思っています。

委員： 駐車場の台数も普段は19台で足りても、一方で大々的なイベントを行うのであれば、その時は19台では足りないですよね。遠方から来られる方の駐車場をどう確保

していくかといった問題が出てくるかと思います。駅が近いので、電車でお越しただけよう周知ができればよいと思いますが。

委員： 駐車場が19台というのは、健都レールサイド公園と健都ライブラリー全体の台数で、ビエラ岸辺健都など近隣施設も含めると、他にも駐車場があるのですよね。イベントを開催する時であれば19台では足りないと思いますが、例えばビエラ岸辺健都などに車を止められている方が、ライブラリーでイベントがあるのでついで行ってみようとなるのであれば、19台でも普段はよいのではないかと思います。

委員： 駐車場によって料金が異なってしまうと、駐車料金が安いほうに利用者が流れ、本来の目的以外で駐車場の利用がされる懸念がありますので、その辺りは工夫が必要と思いますが、健都全体で見ると、それなりに台数はあるのではという印象があります。

委員長： 本来の目的外で駐車場を利用されることで、トラブルの元となることも考えられるわけですが、そうした時に適切に対応いただける、クレーム処理に長けた事業者が応募してくれるのか、という点を判断できるよう、評価項目に設けていただくとよいのかなと思います。

評価基準及び評価細目の素案について、委員の皆さんの御意見はいかがでしょうか。

委員： 例えば健康プログラムの内容やイベント等であれば、ある程度客観的な評価ができると思いますが、一方で、大項目の1番から3番までは、主観的な評価になってしまうのではないかと思いますがいかがでしょうか。

事務局： 極力、客観的な評価ができるような評価項目にしたいと考えておりますが、項目によっては、最終的には委員の皆様の主観で評価していただく部分も出てくるものと考えています。提案書やプレゼンテーションにおいて、優れた提案がなされているかを評価していただきたいと考えております。ただ、現在の評価項目では評価がしにくいといった点などがあれば御指摘をいただきたいと思っております。

委員が仰ったように、まずは事業者から提案いただく様式が、この項目に沿っていけば審査していただきやすいかと思いますが、例えば「(1)施設の運営理念、運営方針」は、この項目でも書いていただきますが、全体を通してその理念が見えているかという話にもなってきます。一方で「(3)事業計画書、管理体制計画書の内容が安定した管理を行う人員、資産その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあること」になりますと、事業計画書の中に配置計画を書いていただきますので、それを見ながら本当にできるのかという点を見ていただければ

と思います。委員の皆様には、それぞれの御専門分野以外についても見ていただかなければなりませんので、そういう前提のもとで御意見をいただければと思います。

委員： 審査資料となるのは、事業計画書と事業計画書のアピールポイント、収支計画書、管理運営体制計画書辺りですよね。事業計画書は、評価項目1から6に沿った問い方となるのでしょうか。それを確認しながらでない、評価項目の議論ができないと思うのです。3番目は、「事業計画書、管理体制計画書の内容が安定した管理を行う人員、資産その他経営規模」とありますが、資産その他経営規模は事業計画書の中で書いていただくものでないですよね。問いかけた項目と評価項目は一つでないといけないと思うのです。事業計画書がないとなかなか評価項目について議論ができないのではないかとというのが一つ。

次に、施設の効用を最大限に発揮するという項目について。管理運営仕様書では、公園であれば公園施設維持管理業務、植栽維持管理業務、公園遊具等保守点検等業務とありますが、おそらく事業計画書で聞く際には、公園の維持管理業務としてどう考えているか、その中で植栽、公園遊具等保守点検についてそれぞれどう考えるかを聞くと思います。となると、募集要項の管理運営仕様書に出てくる項目で評価したほうがよいと思うのです。自主事業についても、0系新幹線の利活用やカフェ運営と書かれていますが、これも事業計画書で、その他施設や健都の魅力向上に資する取組の展開、という問い方はされるのか。たぶん、自主事業に関する業務はどう考えますか、それに対し、事業者からは、こういう仕様書があるので我々はこう考えますという事業計画書が出てくると思うのです。その辺りを整理していただかないと、なかなか評価しにくい印象です。

事務局： 御指摘のとおり、全体を通して資料1から3の整合が十分でない部分は、整理させていただき、次回までにはどういった様式で審査いただくかをお示しさせていただきます。

委員： 全体の配点のウエイトについても、今回めざしている、健都ならではということ達成してもらうために必要となる項目、例えば「(3) ③公園とライブラリーの一体活用や市民の健康寿命の延伸に資する取り組み」であるとか「(6) その他施設や健都の魅力向上に資する取り組みの展開」であるとか、こういう点にウエイトを置かれて全体で80点と価格点20点という割合については、適切かなと思うのですが、評価項目の出し方にちぐはぐな部分があるのではと思います。

事務局： 事業者からの提案が自由度の高いものですので、その枠の中で各委員が採点するなかで、評価に反映していただけるように、どういう様式がよいか、資料の出し方がよいかについても再度、御議論いただければありがたいと思います。

委員： I o Tの活用を指定管理者に求めていたり、図書館の個性を生かしてO系新幹線の運営をするに当たって、配点が3点というのは少ないのかなと感じました。そこを生かした運営をするよりも、ベーシックな管理に関する配点が高くなるのでは、個性が生かしきれないのかなと思います。

事務局： 評価全体のバランスも見ながら検討させていただきます。

委員長： 従来やっていることをしっかりやっていただくのは当然のことで、理念や運営方針についても同様かと思います。そのうえで、どこで評価をするのかとなると、やはり新たなことにどれだけ取り組むのか、というところが重視すべき点かなと思っています。事業者から出された提案が独創性に富むか否かといった項目を設けてはいかがでしょうか。

委員： 資料3の下段「統一的な採点方法等によりあらかじめ点数を付すため、当日の選定委員の審査を要しないもの」に、「法人等（グループにあっては代表法人等）の経営状況（財務基盤）が安定している」という項目があります。他の選定委員会ですと、決算書等を見たことがない委員の方も多くおられるので、税理士などが、貸借対照表や損益計算書、内訳書などを見ながら状況を説明するのですが、数字だけを見てどこまで言えるのかなというのがあるので、例えば、借り入れが多いなどについては、事前に御説明はさせていただくので、それを参考にさせていただいて、後は委員の皆さんに各自で評価していただければと思います。

もう一点、駐車料金の提案額が安価であるという小項目があるのですが、これは別に安価だからよいというわけではないですよ。安いからといってサービスが低下するのであればよくないので、適切な料金設定をしないとイケないのかなと。適切というのが難しいので決めかねているかと思うのですが。安価であるという表現はよろしくないかなと思います。

事務局： 1点目の経営状況については、御専門でない委員の方もおられるかと思いますが、ある程度客観的なものがあればということで、このようにお示ししていますが、委員が御指摘のように、評価に当たってのポイントのようなものを解説いただいたうえで、各委員に評価いただくというのがよいかなと思っております。どの項目に記載したらよいのかは、持ち帰り検討させていただきます。

2点目の駐車料金の提案額については、安価のほうが利用者サービスとして優れていると想定したのですが、御指摘のように、安かろう悪かろうの課題もあるかと思えますし、また、近隣の駐車場との均衡も踏まえた料金となるのが望ましいかと思えます。こちらの評価項目についても持ち帰り検討させていただきます。

委員： 1点目に、「(3) 総括責任者について、施設の運営に適した人材像である」との記載がありますが、人材像となりますと、書面とプレゼンテーションのみではなかなか評価しにくいところもありますので、例えば、適した業務経験があるというような表現になるかと思います。また「(4) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること」とありますが、この項目は品質点でいつも設けられているのですか。これは価格点に影響することだと思います。管理経費の縮減の観点から適切かどうかというのは、事業者からの指定管理料の提案で分かることですので、特段評価するものでもないのかなと思います。

2点目に、下段の注釈で、評価点数の合計点が、100点満点中平均60点に満たない場合は、指定管理者候補者に選定しない、とありますが、これは応募が1社の場合であっても60点に満たなければ不調とみなしてよろしいですか。その覚悟でよいということですね。

3点目に、「(5) 施設の効用を最大限に発揮するとともに、健都の地域特性をいかし、市民の健康寿命の延伸に資する取り組みが行われること」については、各中項目における評価点数の合計点が一定割合に満たない場合は、指定管理者候補者に選定しない、ということですが、5番は二つの側面がありまして、5番の「①公園の管理運営に関すること」と「②ライブラリーの管理運営に関すること」はセーフティネットとしてと言いますか、最低限ミニマムとして必要なことだと思うのです。「③公園とライブラリーの一体活用や市民の健康寿命の延伸に資する取り組み」は「(6) その他施設や健都の魅力向上に資する取り組みの展開」と密接に関連していて、今回の健都で言うと、公園とライブラリーの一体的活用や健康寿命の延伸、更に健都の魅力向上に資する取組が重要なポイントになるので同じ扱いではないかと思うのです。ここで個性が見えなければ、「満たない場合」と捉えてよいのではないかと思います。

事務局： 1点目については、短期間で人物像を評価できるかといった課題もございますので、御指摘も踏まえて文言が適切かどうか検討させていただきます。

2点目にコスト削減の方策に関する御指摘ですが、この文言は、本市の他の施設の評価項目でも使われています。一方で、価格点そのものは本市の他施設ではあまり設けられておりません。こちらも検討させていただき、評価項目として重複するのであれば、項目を再考させていただきます。

3点目の御指摘ですが、5番については、公園の管理、ライブラリーの管理、一体的に活用した取組は、本指定管理の3つの柱であり、どれが欠けてもいけないという趣旨で設けているものでございます。一方で、中項目を設けることについても検討中の段階でして、3つの柱となる取組はある程度の水準を満たしていただく形にしたいと思いますが、検討の余地があるのではと思っています。

委員： 公園の管理で見ますと、雑草管理と芝生管理は市の委託とのことで、樹木もまだ成長しきっている段階でなく、健康遊具も保守点検だけとなると、管理がおざなりになるということはなかなか無いと思うのです。ライブラリーについても、図書館司書業務は直営で行われます。窓口業務で苦情が出るような対応があつては困りますが、こちらもそれほど懸念することではないと思います。そうすると、管理者に委ねる範囲としてベーシックなところは非常に小さいのではと思います。

エ その他

事務局： 今後の予定ですが、第2回の選定委員会を4月下旬頃に予定しております。その後、速やかに指定管理者の募集を開始し、9月中旬頃に第3回の選定委員会を開催予定です。なお、本日の資料につきましては、公募内容が含まれておりますので、お取り扱いには御留意いただきますようお願いいたします。

委員長： それでは、本日の会議を終了させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

事務局： ありがとうございました。

(閉会)